

船橋市条例第24号

船橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）の例による。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 法第17条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第8条第1項（省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第9条第2項（省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（設備）

第6条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第11条第4項第1号イの規定の適用については、同号イ中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

2 業務に支障がないと認められる場合には、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護

老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。)の介護職員室と看護職員室は、同一の場所とすることができる。

(ユニット型特別養護老人ホーム等における入浴等)

第7条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第37条第3項及び第62条第3項の規定の適用については、これらの規定中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。